

船舶インシデント調査報告書

平成28年5月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成27年11月21日 08時40分ごろ
発生場所	熊本県上天草市 ^{ひまい} 樋合島南方沖 天草中の橋橋梁灯（C1灯）から真方位259° 2,340m付近 （概位 北緯32° 32.0′ 東経130° 23.9′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、漂流中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成27年12月14日、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、長さ3.0m
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、漂流中、船外機が停止し、始動できなくなった。 本船は、機関修理業者が船外機を点検したところ、緊急エンジン停止装置の配線が断線し、短絡していることが判明した。
分析	本船は、緊急エンジン停止装置の配線が短絡したことから、同装置が作動した状態となり、船外機が始動できなくなったものと考えられる。
原因	本インシデントは、緊急エンジン停止装置の配線が短絡したため、同装置が作動した状態となり、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・緊急エンジン停止装置は、日頃から点検及び整備を行うこと。